

## 建設工事現場イメージアップデザイン 運用指針

### 1. 目的

道路、公園や建築物など、建設工事現場において、仮囲い等に景観に調和した一定のデザインを施工することで、建設工事のイメージアップを図り、建設業の担い手確保につなげるものとする。

### 2. 対象工事

- ・対象工事は、下記の条件を満たす工事とする。
  - (1) 当初設計額 3,000 万円以上（営繕工事は 5,000 万円以上）
  - (2) 仮囲い、足場シート、単管バリケードを施工する工事

### 3. 費用

- ・仮囲いまたは足場シートに施工する場合：共通仮設費に積み上げ計上
- ・単管バリケードに施工する場合：（土木工事）現場環境改善費の対象  
（営繕工事）共通仮設費に積み上げ計上

※対象工事以外でイメージアップデザインを施工する場合は、費用計上等について監督員と協議を行うものとする

### 4. デザイン

- ・デザインは、指定するデザイン 2 作品から 1 つを選択する。  
なお、1 つの工事現場に複数箇所施工する場合、複数デザインの併用は不可とする。
- ・デザインの採用にあっては、工期内の季節を考慮すること。
- ・デザインの著作権は金沢美術工芸大学に帰属しているため、デザインの改変（切取り、図柄の追加・削除、モノクロ使用等）、翻案、二次的著作物の利用等は不可とする。
- ・デザインに含まれるクレジットを削除しないこと。
- ・デザインデータは、都市計画課設計技術管理室より無償で提供する。

### 5. 仮囲いへの施工

- ・仮囲いを施工する工事においては、主要な道路に面した仮囲いに 1 箇所（1 枚）設置する。  
ただし、発注者または受注者が希望する場合は、複数設置を認め、工事現場の道路に面した各方向につき複数枚設置可能とする。
- ・デザイン 1 枚あたりの大きさは、下記のとおりとする。
  - (1) 高さは、仮囲いの高さと同じとする。
  - (2) 幅は、高さの 5 倍とする。【基本サイズ（縦横比 1：5）】  
ただし、仮囲い高さが 2m を超える場合は、高さの 2.5 倍とする。  
【ハーフサイズ（縦横比 1：2.5）】
- ・仮囲いの設置可能な幅が小さく、上記基本サイズを設置できない場合は、

デザイン1枚あたりの幅を高さの2.5倍とする。【ハーフサイズ】

(例)

仮囲い高さ	1枚あたりの大きさ	設置可能な幅が小さい場合
2m	・H2m×W10m (20㎡) 【基本サイズ】	・H2m×W5m (10㎡) 【ハーフサイズ】
3m	・H3m×W7.5m (22.5㎡) 【ハーフサイズ】	

- 素材は、インクジェットプリント貼り（再剥離シート）とする。

## 6. 足場シートへの施工

- 仮囲いがなく、足場シートのみ施工する工事においては、主要な道路に面した足場に1箇所（1枚）設置する。

ただし、発注者または受注者が希望する場合は、複数設置を認め、各方向において、足場シートに複数施工する場合は、それぞれの間隔を15m以上離すこと。

また、各方向において、仮囲いと足場シートの両方に施工する場合は、仮囲いと足場シートに施工する間隔を20m以上離すこと。

- 大きさは、H3.4m×W7.2m (24.5㎡)とする。【縦横比1：2.1】

ただし、施工可能な足場シートの幅が小さい場合は、H3.4m×W5.4m (18.4㎡)とする。【縦横比1：1.6】

- 地上からの高さ（上端）は6m以下とする。

ただし、屋外広告物規制区域の許可地域及び第5種、第6種禁止地域では12m以下とする。

※ 屋外広告物規制区域については「金沢市まちづくり支援情報システム」で確認すること。

- 素材は、ターポリン2類白防災シート（インクジェット出力）とする。

## 7. 単管バリケードへの施工

- デザインの大きさは、H0.5m×W1.25m (0.63㎡)とする。

- 素材は、ターポリン2類白防災シート（インクジェット出力）とする。

## 8. 屋外広告物規制について

- 金沢市内においては、本デザインは屋外広告物の面積に算入せず、許可申請も不要である。

（本デザイン以外に屋外広告物を掲出する場合は、別途、景観政策課に協議が必要。）

- 金沢市外において施工したい場合は、設置条件や許可申請の必要有無等について、石川県（所管の土木総合事務所又は土木事務所）と協議すること。

## 9. その他

本運用指針に疑義が生じた場合は、都市計画課設計技術管理室と協議し決定する。

## 附則

この運用指針は、令和6年5月1日から施行する。